

Weekly Report

第479日号
平成30年11月5日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

年末調整に関するQ&A

年末調整の時期が近づいてきました。

Q. 年末調整の対象者は？

A. 「扶養控除等（異動）申告書」を提出しており、年末まで勤務している方が対象です（給与総額が2千万円超の方などは除く）。なお、給与以外の所得がある場合などで確定申告をする方でも、対象者は年末調整を行います。

Q. 年末調整の対象となる給与は？

A. 1月から12月までの間に支払うことが確定した給与です（未払いがある場合でも年末調整の対象）。また、年の中途で入社した方が、入社前に別の会社から給与を受け取っていた場合は、その給与を含めて年末調整をします（前職の源泉徴収票で確認）。

Q. 配偶者控除等の適用を受ける場合は？

A. 今年から、年末調整において配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには「配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

Q. 扶養控除などの適用は、いつの時点で判定？

A. 配偶者や扶養親族が控除対象に該当するかは、年末調整を行う時点の現況で判断すること

になります（その年の12月31日までに異動があった場合は、年末調整をやり直します）。なお、年の途中で亡くなった場合は、その時点で要件を満たしていれば控除を適用できます。

Q. 別居している扶養親族等は控除の対象になる？

A. 常に生活費や療養費を送金しているなど、本人と生計を一にしている場合は対象になります。なお、国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受けるためには、該当親族に関する「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出等が必要です。

NISAのロールオーバーができないケース

26年に一般NISA口座で購入した上場株式等の非課税期間（5年間）が今年で終了となりますが、口座内の上場株式等を翌年のNISA口座の非課税投資枠に移し、引き続き非課税で保有し続ける「ロールオーバー」を選択する場合は、金融機関に依頼書を提出する必要があります。

その際、31年の一般NISA口座を設定していない場合（30年の一般NISA口座を設定している方は、31年の口座が自動で設定されます）や、別の金融機関に設定している場合は、ロールオーバーができないため、別途手続きが必要です。

なお、一般NISA口座とつみたてNISA口座は同時に設定できません。

休眠会社等に対する整理作業の実施

株式会社の取締役の任期は最長10年、一般社団法人・一般財団法人の理事は2年となるため、少なくともその期間内に役員変更の登記を行います。

法務局では、長期間登記がされていない会社等の整理作業を実施しており、30年10月11日時点で最後の登記から12年を経過した株式会社、又は5年を経過した一般社団法人等に該当する場合は、30年12月11日までに役員変更等の登記や「事業を廃止していない」旨の届出をしない限り、解散したものともみなされ、解散の登記が行われます。